

反障害通信

7 号

06.7.5

「障害者福祉事業」はサービスなのか？

「自立支援法」が昨年10月末に成立し、今年4月から施行されています。その法律のひどさについては「福祉」の現場からさまざまに語られ批判されています。

ですが、もうひとつ突っ込んだ批判がなされていないように感じています。たとえば、「応益負担」という言葉をとりあげ、「何が益なのか」という批判はされているのですが、批判がかみ合っているようにはとらえられません。そのあたりのこと、いろいろ考えていました。

「益」という発想がどこから来たのかというとらえ返しが必要なのだと思うのです。

さてこの作業は、きっと過去の法律や資料の分析を必要とする膨大な作業になる予感があります。わたし自身、「福祉」ということはむしろ余り関心をもってきたことではなく、ほとんどほっぽっていた対象でした。そして、この研究にさほどの時間が取れるわけでもありません。ですから、仮説ということで展開し、そのことを主要な研究対象としている人たちへの課題として提起するにとどめたいと思います。

「応益負担」という言葉の新しい手話は（新しい手話作りについてのコメントはここでは控えます）、「サービスにお金を払う」という手話になっています。「福祉をサービスとしてとらえ、そんな考え方をこの手話が広めていく、とんでもない手話だ」と思っていたのです。でも、そもそも、「自立支援法」の条文を読んでいると、やたら「障害者福祉事業サービス」という言葉が出てきます。わたしは、「自立支援法」のキーワードを「応益負担」としてその批判をしていたのですが、そもそも福祉をサービスとしてとらえている、この「サービス」という言葉が、キーワードではないかと考え始めました。

「障害者福祉」に関しては、そもそもサービスという言葉が使われていた記憶がありません。いつからサービスという言葉が使われるようになったのでしょうか？ わたしのざっとした記憶では、「デイ・サービス」というあたりの言葉からです。しかも、これはそもそも「高齢者福祉」あたりから出てきたことではなかったかと思うのです。

最近、「自立支援法」自体が介護保険との統合問題ということを目論んだこととして話されていますし、高齢者福祉との結合が問題になっていますが、わたしがその「高齢者福祉との関係」を意識し始めたのは、「福祉のまちづくり条例」を「障害者運動」が求めていったときに、東京都の「福祉のまちづくり」の当初の担当が「高齢者福祉課」の中にあつたということでした。要するに、マイノリティである被障害者を対象とするよりも、みんなが歳をとるという意味でマジョリティ対象となる高齢者の問題として取り組んだほうが法律や条令を作りやすいという行政の判断があつたのでしょうか？ ですが、そもそも高齢者が「福祉のまちづくり」運動をやっていたわけではありません。今日のたとえば「高齢者福祉」のホームヘルプサービスも、「全身性障害者の介護人派遣制度」つくりで端

を発していることではないかと思えるのです（もちろん、日本の「障害者福祉」が外国の福祉に少しは追いつかなくてはいけないというところから来ている感があることは否めませんが、それでも日本の福祉を切り開いていく面は、「障害者運動」が担ってきたわけです）。

さて、「障害者運動」が作っていった福祉制度を「高齢者福祉」に波及していったのに、今度は、「高齢者福祉」の概念が「障害者福祉」にもたらされるようになったではという仮説を今わたしは抱いているのです。それは何かというと、高齢者の場合は、「自己責任」ということを持ち出し、その「福祉事業」をサービスとして突き出すことができるのです。もちろん、それは誤魔化しです。そもそも最近「新自由主義」的な突き出しのキー概念である「自己責任」ということ自体が誤魔化しです。そもそも今の社会は機会均等でも能力主義で成り立っている社会でもありません。どういう親の元に生まれてくるか、親が子の教育にどれだけ投資しえるかで未来が決定されていきます。たまに、生まれてきた階層から成り上がるものがいて、そのことにスポットが当てられますが、相対的に出身階層からの規定から抜け出せるものではありません。もし、「自己責任」のルールでやりたいのなら、教育を完全に機会均等にし、私有財産の相続を廃止せねばなりません。ところが、「新自由主義者」でそんなことを言っている人などいません。

だいたい話が脱線しました。話を戻します。そのあたりのことがきちんと押さえられない中で、「障害者福祉」においては、被障害者は「わたしが障害者として生まれてきたのはわたしの責任ではない」と突き出せるのに比して（もちろん「障害児の親」が責任を問われるという筋違いのことも起きるのですが）、「高齢者福祉」においてはサービスとしてとらえられてしまうことから、そしてデイ・サービスという、そもそもそれ自体が多分に「高齢者」のためであるわけではない、その家族のためにあるような制度を、サービスとして規定することから、それを「障害者福祉」にも援用しようとしていることがあるのではと思えるのです。どうも、今「福祉作業所」もデイ・サービスの的にとらえ返して、それを「自立支援法」の枠に取り込んでいこうとしているようで、まさに被障害者が「私たちが殺す気か？」と叫びを上げる状況さえ生まれてきています。

そもそも、かねてから、福祉は権利なのか、恩恵—サービスなのかという争点はありました。「障害者福祉」に関する裁判が、最高裁まで行くと、「権利としての福祉か恩恵としての福祉か」という論争にいたりつきます。そして、いつも「裁量権」とか「責務（努力すべきこと）であるが、義務ではない」とか言う言葉で、司法が行政・立法へ責任を丸投げして誤魔化し判断を避けていたのです。ですが、この法律は明らかに福祉を恩恵—サービスとして突き出したのです。そこに大きな転換が起きてきているという、おそろしさをわたしは今感じています。

さて、「自立支援法」は既に作られた法律として、現場でどう対処していくかに焦点が移って行っているようなのですが、そもそもこの法律自体が、過渡的に位置づけられているよう、更に、そもそも法律などいくらでも変ええること、もっとしっかりした議論をなすなかで、この法律を潰していくことが今こそ必要なのではないかと思うのです。

HP 更新通知・掲載予定

◆「反障害通信7号」アップ(06.7.3)

たわしの読書メモ（４）

・『現代思想 05 年 4 月号』特集 教育現場の変貌（青土社）

『現代思想』では一年に一回のペースで教育特集を組んでいます。前回この「読書メモ」で取り上げた述の特集を読んで、さかのぼって読みました。官から民への流れや、心の教育や、グローバル化が教育の中でも流れを作ってきていることがとらえられます。

・スーザン・ジョージ『なぜ世界の半分が飢えるのか 食糧危機の構造』（朝日新聞社・朝日選書）

スーザン・ジョージを世に出した本です。飢えというのが決して自然的なことではないこと。輸出品生産を中心にしていく中で、基本的食料さえも輸入していく構図を生み出し、輸出産業への特化の中で価格破壊をもち、債務を拡大していく、まさにその中で飢えが起きている構図をはっきり描き出しています。しかも、世界システムがそのことを強いている、まさに社会－世界システム・グローバル化の中で作られた飢えであることをはっきり押さえています。新自由主義のいう「競争－開発が幸せをもたらす」という嘘をはっきり暴きだしています。今の社会世界の矛盾を根底的に描き出しています。

この本は今の世界の矛盾を鋭く描き出している金字塔のような本としてお勧めの本です。

・スーザン・ジョージ『債務危機の真実 なぜ第三世界は貧しいのか』（朝日新聞社・朝日選書）

スーザン・ジョージはこの本は世界の仲間たちに手紙を書くことから生まれたと書いています。まさに、世界の（後に彼女が言うオルター・グローバル化）の仲間との共同作業の中で生み出された本です。各国の債務がどのようにして作られていったのか、そしてそのことの中における IMF や世界銀行、また「先進国」といわれる国、そして多国籍企業、その中でも銀行がどのような役割を果たしたのかを明らかにしています。そして債務が債務を生み出していく構図を描き出していきます。そして、彼女自身の解決策も具体的に示しています。彼女は自分の運動をグローバル・ジャスティス運動と規定していくのですが、前書とともに、この著は彼女の基調とも、世界へ向けたアジテーションとも言えるような本です。

・スーザン・ジョージ『債務ブーメラン 第三世界債務は地球を脅かす』（朝日新聞社・朝日選書）

この本は6つのブーメランを章としてとりあげ、指摘しています。地球環境、麻薬、「北」の納税者はどのように銀行を救済しているか、失われる「北」の雇用と市場、移民、武力紛争と戦争。「南」の餓死者が出る状況が、「北」が「南」に対して行ってきた「開発援助」の中の下での抑圧の中でおきてきていることをとらえ、そしてそれがブーメランとして「北」に帰ってきていることを、鋭く指摘しています。ですから、決して倫理などということではなく、自らの問題として解決に乗り出していく必要を「北」の人たちにも提起している本です。これに関しては、もう少しきちんとした文にまとめようと思っています。

お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。巧く印字でないひとはメールで連絡ください。また縦 2 段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

「反情報・コミュニケーション障害」コーナー④

「障害者自立支援法」と手話通訳の有料化—その2

三村洋明

前回、自立支援法そのもののおかしさについて文を書いたのですが、もう少し手話通訳ということに絞り込んで話を進めてみます。

わたしが手話を学び始めたとき、講師から話された話があります。「ろう者にとって理想的な社会というのは、手話通訳が上手な人がたくさんいて、いつでも通訳してもらえると这个社会ではない、どこへ行っても手話が分かる人がいて、手話通訳の派遣など必要としない社会である」という話でした。

さて、もうひとつのエピソード、同じくわたしが手話を学び始めた頃に読んだ、「聴障者」の学生の卒論の指導教官とのやりとりを書いた文、その生徒に指導教官が「あなたは聞こえないのだから、もっと口話の努力をして、ちゃんとコミュニケーションをとれるようになりなさい」といわれたという話。その生徒はどうも、素直にその言葉を受け入れたようなのですが、そもそも口話の限界ということがあります。それに、「他者に努力ということをするのなら、自分が努力する、その努力の一端として手話を学ぼうとは思わないのだろうか?」と思ったものです。

さて、日本には単一民族・単一言語の国という幻想（嘘）があるのですが、そもそも単一言語の国など存在しえません。それはろう者がいるところにその第一言語である手話の存在があるからです。実際憲法で、手話をその国の音声—書記言語に並んで、手話をその国の国語であると規定している国もあります。そして、多民族・多言語国家であると自ら既定している国において、教育や公共放送はどのようになされているのでしょうか？ かつて、そのような文献を読んだのですが、記憶が定かではありませんし、資料の整理ちゃんとなしえぬまま、点検しえないで文を書いているのですが、確か言語教育の中に多言語教育が組み込まれているし、公共放送の中で多言語放送がなされているという話でした。今、英語の早期教育ということが話題になり、小学校からの導入がなされようとしています。ならば、そもそももうひとつのその国の言語である手話の学習がそれ以前の的なされることではないでしょうか？

さてそこから、手話を国語として認めさせ、手話の教育、手話での教育を教育のカリキュラムの中に組み込んでいく要求していくことという話になっていくはずですが、実際にはそうになっていない、だから、いわばその代替措置として手話通訳の整備をはかってきた（国語が二言語として認められても、通訳の必要性は残るでしょうが）、ならばその整備の責任は国（社会—共同体）にあることです。間違っても、手話通訳の有料化などという話はそこから出てくるわけがないことです。

さて、この手話通訳の有料化反対の論拠として、「聴障者」サイドから聴者も手話通訳を利用するのだからという話が出ています。この話は、わたしには分かりません。そもそも手話通訳の中立性の批判があったはずですが、そこに差別的関係があるときに、どちらの立場で通訳をしていくのかということがあり、ろう者と共に歩む手話通訳という提起をしてきたはずですが、そして、実際問題として、今、ろう者の依頼では通訳を無料で派遣する、聴者からの依頼は公的なものでない限り、金を貰うという態勢になっているはずですが。ろ

う者のための手話通訳ということをろう者側が求めてきたのではないのでしょうか？（聴者からの依頼は有料化することを求めていたわけではありませんが・・・）確かに、将来差別のない関係になったとき、そして利害関係の生じないような場面で中立的に手話通訳というのはあるのかもしれませんが…。

差別的関係が厳にあるという話をしました。そこで、そもそも自立支援法を作ったひとたちがそういう認識が欠けているという話を書いております。

この「自立支援法」のキー概念に「応益負担」という言葉があります。ここでいう「益」とは一体何でしょうか？

「益」というのは、対等な関係にあるもの、もしくは優位な関係にあるものが、何らかの供与を受けることによって優位になる、より優位になることをいうのではないのでしょうか？たとえば、余りこんな話を持ち出したいくないのですが、会社経営していて、お金がいくら入ってきても、赤字になったら、利益があったとはいいません。この場合、被障害者は何らかの社会的不利な立場におかれているのですから、そこで何らかの「供与」を受けても、不利益が軽減される、少しは解消されるだけです。それは「益」の定義から外れることではないのでしょうか？更に不利益の軽減を「益」という言い方をするのは、そもそも国－社会の責任という観点を抜け落としているのです。前述したように、言語の違うひとがいる、その中で共同性－共同体をどう作っていくのか、そこにおいて一方が言語の違う人の存在を無視してきた、そしてさまざまな議論－決定からも排除してきた、その中で、生じた不利益をどう解消していくのかの問題なのです。そもそも障害という言葉の意味をとらえ返す作業から始めねばなりません。今被障害者の間で少しずつ広まってきている「障害とは社会が「障害者」と既定する人たちに作った障壁と抑圧である」という認識に立てば、「障害者福祉」において「応益負担」などということばが生まれてくるはずがありません。

さて、今後の話です。

この法律とこの法律の下での新しい制度はもう出発してしまったのだから、現場で、地域での裁量権に任されている範囲での攻防に入ろうという動きになっているようです。これもわたしには分かりません。法律とは固定されたものではありません。「聴覚障害者団体」のもっとも大きな団体、全日ろう連は極めて差別的な法律の改正を勝ち取ってきた歴史があるのではないのでしょうか？そもそも「障害者自立支援法」の前身の「支援費制度」自体が数年しかもちませんでした。そもそも「支援費制度」を作ったときに、この法律は介護保険制度への組み込みの地ならし作業だといわれていましたし、「障害者自立支援法」自体も、介護保険制度への組み込みの過程的な法律だとうわさされていますし、実際に介護保険制度への組み込みが話されています。むしろ、この法律を出し、被障害者からの不満が出るのを期待して新しい法律を作っていこうというひどい策略が透けてみえます。被障害者サイドからの改めでの運動の建て直しが今迫られているのではと思います。どちらにしても今の状況において良い法律が作られるはずがありません。福祉に対する考えが根本的に間違っているのです。

与党や政府サイドから出てくるのは、お金がない—安定した福祉の供給ということでした。被障害者の団体でも、この論理を受け入れていく団体がありました。これは、ごまかし以外の何者でもありません。

日本の「障害者福祉」の国民総生産に占める割合は、「先進国」といわれる国で最低です。

イラクに自衛隊を派遣するのに、お金があるのかないのかという議論がされたのでしょうか？ アメリカの国際戦略の中でアメリカ軍の移転がされるときに日本が、気の遠くなるような金額を負担しようとしています。この国の与党のみならず大きな野党でも、福祉の問題を討議する厚生労働委員会に所属する議員は1年生2年生議員で、そこで勉強して他のもっと注目される委員会に移動し、力をつけて党の中でも力をもっていく、厚生労働委員会にずっととどまっていると、力をもてないで、選挙に続けて当選していくのがおぼつかなくなる、そういう構図があるようです。先日厚生労働委員会で、傍聴していた被障害者から「わたしたちを殺す気か」という発言が出たのに対して、議員席から「まだ殺していない」という発言がでました。その発言に非難があびせられたのですが、審議ストップすることもなく、この法律は通っていきました。先日、献金問題で間違った情報をもとにして、議員と議員の家族に迷惑をかけたと辞職した議員がいました。この被障害者に対する許せないひどい発言をした議員は何らかの懲罰を受けたという話は伝わってきません。この国の政治が福祉を軽んじているのです。

そもそも「障害者福祉」は法律的に言う「基本的人権」ということに基づいてなされていることで、「基本的」というからには、「犯してはならない権利」のはずです。そのようなことに、お金がないからカットするなんてできるのでしょうか？ そもそもお金がないという話分かりません。郵政民営化の議論の中のひとつとして、「郵便貯金や簡易保険のお金がいろいろ分けの分からないことに流れていく、そのような流れを断ち切る必要があるから民営化するのだ」という話。意味が分かりません。それならばお金の使い道をハッキリさせれば済むことで、お金がないという福祉に回せばいいのです。そもそも一般会計というのとは別に特別会計というお金が相当の金額あり、どんな風に使われているのか、どうも国会議員の人たちも分からぬ世界になっているようです。そして、銀行の不良債権処理に多額の税金が使われたのをみんな知っています。それでお金がないなんて、嘘八百だと思うのです。「福祉に出す金がない」といっていることです。まさに、「障害者」—弱者は死んでいなくなればいいと言っていることです。

なぜ、日本では怒りで政治を変えていく運動が起こしえないのでしょうか？ フランスでは国会をとった新しい労働法を100万人規模の集会とデモを重ね、葬り去ったということがあります。

今、この法律の発効とともに、被障害者からまさに「生きられない」という発言があちこちから寄せられています。施設がどんどんつぶれていくという話も出ています。わたしは基本的には施設に反対です。施設というのは管理空間的なことを持ってしまう。被障害者が非被障害者と地域でともに生きていく、そういう関係をどう作っていくのかが大切だと思うからです。ですが、そもそも施設が作られ始めた経緯があります。親が被障害者を殺していく事件が頻発に起きる中で、親がすべてを背負い込まなくてもすむようにと、水上勉、守繁久弥、永六輔らが、「拝啓総理大臣殿」という手紙を送りそのことを契機とし

ながら、施設作りが進められた経緯があるのです。今回の自立支援法の自己負担の控除には親の収入も合わせて計算されるようになりました。「障害者の自立」といわれてきたことの逆行です。先の議員の発言ではありませんが、まさに、この法律を通して親に被障害者を殺させる事件が起きていくそんな恐れがあります。そのときにかの議員は「もう、殺したぞ」というのでしょうか？

「生きられない」者はもはや失うものは何もありません。今こそ、怒りで大きなうねりを作り出し、「障害者自立支援法」を葬り去り、福祉に対する考え方を根本的に変えたところで、法的なことも含め新しい関係性を生み出していくときではないでしょうか？

反障害原論－障害問題のパラダイム転換のために－(5)

三村洋明

第1章 障害規定

第4節 障害の反転と異化・・・認識論的などころからの論考

さてここで、別の観点から、もう少し煮詰める作業をします。この節は認識論的などころの文献を読んできたひとにとって、分かりやすく煮詰める作業です。ですから、そちらの方に興味のない方は読み飛ばしてください。このような展開の仕方は、読者を絞り込んでしまうことになってしまいます。みんなに分かりやすく、訴える対象者から一部のひとを外さないという反障害運動の原則を踏み外してしまうどころか、逆に一部のひとを対象にして論を進めてしまっているのですが、そもそもこの論考が問題の深化ということを軸にすえて展開してしまっているのもっと広げていく作業は別の文でやりたいとの思いを強く持っています)、あえてこのまま進めさせてもらいます。わたし自身、薄学を自認しています。その中で、基礎的な学習をつまみ食いの中で、読書してきました。ですから、本の読み方も、こここのところはこの知識を前提にして著者が書いていて、わたしにはその知識がないから、十全には理解し得ない、なんとなく雰囲気をつかんでいこうというような読み飛ばし方をかなりしてきました。ですから、もし、論の前提をきちんと展開しないで展開していて、そのことで理解できないことがあれば、そのような読み飛ばし方をしてもらいたいと願っています。

(イ) 障害の反転

かねてから、ゲシュタルト心理学で使われている反転という概念を援用しての、「「障害の否定性」の否定」をわたし自身論じてきました（「「障害の否定性」の否定」とは、「障害者が障害を持っている」として、否定的な存在としてとらえられることを反論しようとしていた、わたしの論形成の根底的エネルギーとしてありました。そのことは、当初はハッキリとして意識していなかったのですが、そもそも「障害者が障害を持っている」ということ自体を問題にし、「障害者が障害を持っていることとして障害が浮かび上がること」の批判に向かったわけです）。

ここでいう反転とは、たとえば自分の右手と左手を握り右手が左手を握っていると感じるのか、左手が右手を握っているのかが移行していく、それを反転と呼びます。「視覚障害

者」の使う白杖を、握っている手のひらで感じていることが延長して、手のひらの感触がなくなり白杖の先に路面をたたいていることを感じていく、身体の延長性とかにも当てはまります。

視覚的なことと言えば、反転図形といわれることで説明できます。それはルビンの杯（ルビンの図形）とかに端的に表れてます。

ルビンの杯とは、色黒図形で、杯にも向かい合った顔にも反転して見えるという図形です。



ルビンの図形

白い部分が地となり黒い部分が図になったときに杯に見え、黒い部分が地になり、白い部分が図になったときに向かい合った顔に見えます。その境界線がどちら側の外郭線となるかによって、地と図の反転が起きます。これはたとえば、障害ということはこの外郭線として示しえ、ろう者の「聞くことができない」ということが浮かび上がるとき、「聴覚障害」として障害がろう者側に内自有化され、聴者の「手話ができない」という障害が聴者側に内自有化される場合があるとして指摘できます。

これらの反転という概念を利用して、障害問題を論じてみます。そもそもこの論考の最初に書いた、「障害者」という言葉の反転があります。これまで「障害者」と呼ばれてきた被障害者に差別的なひとこそ、障害者なのだと。

そして、できないという言葉を巡る反転の例を出しておきます。一番簡単な例がろう者（わたしは「ろう者とは手話を第一言語とするひとたち」という規定で使っています）の「聞こえない」ひとがいることと、一方で聴者が手話ができない中で、コミュニケーション障害が生じるのですが、ろう者世界からすると、聴者が「手話が「できない」ということが障害として浮かび上がり、手話の分からない聴者からするとろう者の「音を聞くことが「できない」もしくは音だけでコミュニケーションがとれるまでには「聞き取ることが「できない」ことが障害として浮かび上がります。障害をどちらが持っているかが反転するわけです。また、「視覚障害者」といわれるひとの場合も、「視覚で見ることができない」ひととされるのですが、逆に「視覚にとらわれないで、ほんとうにひとをみる（とらえる）ことができるひと」という反転する場合があります。更に、「福祉のまちづくり」の中で、「歩くことのできない」車椅子使用者が、むしろその立場で、「誰にでもやさしい「福祉のまちづくり」への提言ができるひと」という反転が指摘されていました。

先日、「うちの子～自閉症という障害・・・～」というドキュメンタリーをTBSでやっていました（06.6.7 01:59～03:05 RKB 製作）。その中で、絵によるコミュニケーションということで言葉を獲得していく様子があり、「自閉症」といわれることを「文化の違い」としてとらえる視点がだされ、また、大人たちがなかなか「自閉症」といわれる子どもとどう接したらいいのか分からない中で、親が「10年頑張るかんばって見るけど、この子が社会の中で生きていけないようだったら一緒に逝く」という子殺しをほのめかしている中で、むしろ子どもたちがその子のことを理解していくそんな様子も映し出されていました。そして、何より「自閉症」といわれる子どもをもつ親たちが「子どもに、何がひとに

とって必要なのかを教えられた」と語り合う場面があります。

こんなことを書くと「綺麗ごとを言うな」という反論が返ってきます。確かに、その番組は「自閉症」と規定された子どもをもつ親同士が毎日新聞の記者で、その葛藤する立場から、「自閉症児」と呼ばれる子どもを持つ親がいかに世間から冷たい目で見られ、葛藤を繰り返す、そして時には親子心中にいたるということも取り上げています。でも、日々の苦しい日の中で感激する日の割合がどのくらいであるかはさておき、少なくとも、「子どもに、何がひとにとって必要なのかを教えられた」というのは嘘でも、誇張でもない素直な気持ちだと思えるのです。このような語りは、他にも何人ものひとから語られてきました。「障害者を世の光に」というようなタイトルの本も出されています。それらのことが単なるレトリックとしてしか語られて来なかったことがあります。それは差別の現実がいかに重いかということなのです。昨年放送された「1リットルの涙」というドラマの中で、「脊髄小脳変性症」という病—「障害」の中で（このドラマに対する評論はここでは控えます）、普通学校を迫られ養護学校への転校を余儀なくされるということ場面が出ていました。そういう現実があります。それが今の社会の圧倒的現実です。きれいごとを言うなという指摘は、差別の現実をスポイルしているという指摘としては当たっています。ですが、「きれいごとだ」というひと自身が差別を固定的にとらえている、自然の法則のようにとらえて、諦観におちいつているのではないかという指摘もできます。だから、「差別の現実」をきちんと押さえたところで、その差別がどこから来ているのかをきちんと押さえていく必要があります。

そもそも、被障害者が「できないひと、できなくさせられているひと」という規定があるのですが、被障害者はほんとうに「できないひと」なのでしょう？「子どもに、何がひとにとって必要なのかを教えられた」ということは、子ども自身が言葉で語るか否かに関わらず、子どもの存在自体が「ひとにとって何が必要なのかを示すことが「できる」」存在なのではないのでしょうか？

そもそも何ができる必要があるのでしょうか？

今の社会においてむしろ何かひっくり返っているのです。ひとが生きるために食料を作っているのに、飢えているひとがいるのに、商品価値を下落させると廃棄したりする。ひとの命を助けるために医薬品があるはずなのに、必要なひとがお金がないから手に入らない。何のために勉強するのか分からない形で、受験競争が進んでいく、勝ち組負け組みの論理が、何のために競争するのか分からない形で進んでいく、何のために金を儲けるのか分からないで、金儲けに邁進していく、福祉ということがひとの生活を支えることとしてあるはずなのに、そのことが機能せず、死んでいく状況が生まれている・・・まさに今の社会の生き残るために競争に勝ち抜くしかないという競争のために競争していくという目的を消失した「資本の論理」で社会が動いているのです。

「資本の論理」とは、資本は飽くなき利潤の追求を目的にして、その現状維持などゆるされず、何のために商品生産するのかという観点を消失した勝つか負けるかの悪無限的競争に陥っていくということです。

そこへの批判があれば、今の社会で評価されていることが否定的にとらえられ、むしろ否定的にとらえられることが肯定的にとらえられる反転がおきることがあるのではないで

しょうか？

被障害者が今の障害差別の中でも、ときおり反転させていることの中に、反転しえる社会の可能性を示しえるのではないのでしょうか？

(ロ)「障害」の異化

さて、前項で述べた反転というのは二義的なところで、一方を地として片方が図として浮かび上がる構図です。ですが、そもそも、いろいろな関係の中で、その関係総体を地として図が浮かびあがる構図があります。それを異化として表しえます。これについては、以前「反差別論序説草稿」の中で、異化なり差異ということ巡ってかなり論じたのですが、これを「障害」についても論じてみます。

「障害」が浮かび上がる以前の「障害」と名づけられる以前の<そのもの>としか言いようのないことを、浮かび上がった時点からとらえ返して、<障害>として表しえます。そして浮かびあがって何らかの名づけられたものを「障害」として表します。それは、既にほとんど否定的なこととして被障害者という実体もつ属性として（実体－属性については次項）浮かび上がっていることで、否定的なこととしてとらえられることを“障害”として示します。なぜ、「障害」と“障害”を区別するかというと、言葉として既に浮かび上がる、命名判断的に浮かび上がったとしても価値ニュートラルになりうる可能性があるからです。価値ニュートラルな命名判断を{障害}として表します。すると「障害」が{障害}と“障害”として分けえる可能性を示しえます。たとえば、前項で、「自閉症」を「文化の違い」として示すことなどは、文化に優劣はないという観点も含んだ、ニュートラルな{障害}なり、更に「子どもに、何がひとにとって必要なのかを教えられた」という反転さえ示しています。

さて、こういう話を書くと、異化ということを経験的なこととしてとらえ、なぜ、そんな記号論的なややこしいことを書くのだという批判が出てきそうです。ですが、そもそも「できる－できない」ということがいつもすべてのことについて異化していくわけではありません。たとえば、「みんなが手話で話した島」の世界のように、ある時代の「聴覚障害者」が多くいる島で、そこでは聴者同士が話すのにも手話を使い、「聞こえない」ということがほとんどで浮かび上がらない状況が生まれていたという話。

障害ということの土台には「できる－できない」ということがあります。また、言うまでもなく、多くの「できる－できない」があり、その中でどのようなことが障害の問題として浮かびあがるのでしょうか？ 耳が動かせるとかが浮かびあがるのは、余興のときぐらい、剣玉ができるとかは、よほどの腕前になったときは別ですが、ほとんどどうでもいいことです。それから早く走れるというのも、選手としてプロ的になれば別ですが、浮かびあがるのは子どもの運動会のPTAの徒歩競争のときぐらい。それらのことができなくても「障害者」などとは一般に言われません。それらのことを考えていくと、どうも標準的人間労働ということと、身辺自立というところに収束していくようです。

そして、標準的人間労働という概念は、まさに『資本論』でマルクスが書いた、具体的有用労働が使用価値を生み出すのに対して、抽象的人間労働が交換価値を生み出すとして展開し、標準的人間労働における労働時間によって価値が計られるという物象化した（物象化についても次項）資本主義の労働のあり方から規定されているのではないでしょう

か？ そして、身辺自立という概念自体も、資本主義の成立の中で起きた近代的個我の論理からきているとしかわたしには思えないのです。

なぜ、身辺自立しなければいけないのか、そもそも協働する動物であるひとは互いに助け合って生きているのではないか、そして、そもそもひとの子どもは世話がかかり、世話を受けることなしには生きられないからこそ、協働する関係を築きあげてきたのではないのでしょうか？

(ハ) 物象化批判と脱構築ということの中で語られていること

そもそも「障害者が障害をもっている」というとらえ方が起きてくるのは、近代知の地平とか言われる、個我という実体があって、社会を形成している、そしてその個我という実体が属性を持っているというとらえ方をしてしまっていることから来ているわけです。そのような世界観の考え方の枠組み自体—パラダイムといわれていることの転換が起きてきています。それは、すべての学において起きてきています。

それは差別に関わることにおいても端的に表れています。たとえば、フェミニズムにおいて、ジェンダーという概念をもちいて、性差別的な「男らしさ女らしさ」の概念をくずそうとしました。そこから、一歩進んで、ちょうどアインシュタインの相対性理論からも一歩進んだ量子力学への転換になぞられるようですが、ジェンダーは作られたにせよ、性差自体は歴然としてあるということさえ、突き崩そうとしています。それは、医学的にも性ということ自体が二分されることではなく、生物学的医学的にも「両性具有」とか「X Y染色体」の話があり、また生物学的に規定される性と自分のアイデンティファイする性との食い違うことが古代から多々存在していたこと。そしてフーコーが取りあげたように、そもそもホモセクシュアル自体が歴史的にかなり社会的に認知されていたようです。ヘテロ的なセクシュアリティが今の社会では「正常」とされ、生物学的に規定される、または規定されにくい人たちを「異常」とし、「性同一性障害」なる概念を持ち出してきているのですが、そもそもそれ自体がひとつの構築されたイデオロギーであることをフェミニズム理論は暴き出してきました。性差そのものが歴然としてあるということ自体を本質主義として批判し、そのことの脱構築を図ろうとしてきたのです。そのことは、以前からわたしが提起しているように、障害ということにも援用しえます。

フェミニズムの、sex—gender—sexuality という構図は、障害の impairment—disability—handicap に類比しえることだという仮説をたてて、障害の impairment 自体の脱構築も、そのようなこととしてなしきっていく必要性をわたしは訴えています。

さて、もう少し認識論的なところを押さえておきます。フェミニズムにおけるパラダイム転換的なことは、ポスト構造主義的なところが軸になってやってきているので、そこで使われている用語を用いているのですが、わたし自身いまひとつポスト構造主義的なところとらえ返せていません。わたしが展開しようとしているのはもうひとつの流れのほうです。それは、マルクスが使っている物象化という概念を更に深化させた物象化批判ということですが、わたしが前項で用いた記号論的な展開は、マルクスの流れから物象化ということをも更に認識論的に展開した廣松渉というひとの廣松物象化論ともいえることを差別論差異論に援用しようとしていることです。これについて、ここで詳しく書きえませんが、「反差別論序説草稿」や「吃音とは何か」ということの中で転回しようとしてきました。そちら

の方を読んでもらえたらと思います。HPにアップしています。インターネットをされていない方で読んでもらえる方は、連絡もらえれば郵送します。

さて、次回から、もう少し差別ということに繋がる障害論を展開していきます。今回は差別の形の違いによる差別のとらえにくさについて、展開してみます。

(編集後記)

◆今回は少し間を詰めました。何とかこの調子で進めたいと思っていますが、いろいろ用事か入っていくと・・・、あせらずに進めます。

◆「反障害原論」は今回、認識論的な裏づけ、そのあたりから切り込んで見ました。本文にも書きましたように、認識論的なところを展開していくと本何冊にもなること、その前提的な議論を省いているので、読み飛ばしてください。今回は、差別形態論、差別について、相対的排除とか抑圧型の差別をとらえきれないところで、差別がとらえられてこなかったところを押さえて、障害差別を切り込んでいこうという試みです。間をつめるとかなり論考を進めます。どんどん進めて、最後に編集で、何とか出版物としてまとめたいとも思っています。

◆今、スーザン・ジョージの本を読んでいます。これほど分かりやすく現状分析し、今の社会の矛盾を描き出しているという面で、稀有のひとつです。ただ、やはり、欧米のひとつで、自らの受ける差別の怒りというよりは、みずからの運動をグローバル・ジャスティスと表現しているように、正義というところから切り込んでいる、被差別の怒りというところからずれているのではないかという思いを抱いてしまっています。でも、すごいバイタリテイをもったひとつです。一度読んでみてください！

◆巻頭言のアイデアが浮かんでいます。「自己責任と社会の責任・社会的責任」「ブーメラン」「障害学研究会への提起」・・・、他のコーナーのアイデアもいくつか出てきています。

◆ぼつぼつ対話の方にも力を入れて行きたいと思っています。

反障害研究会

■会の性格規定

今、「障害」という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」に、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方の議論への参加の中で、ともに深化と広がりをもたせたいと願っています。

■連絡先

Eメール hiro.ads@f7.dion.ne.jp

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>